



愛知からの改憲NO！——自己紹介とご挨拶

今年から愛知選出の理事の1人に就任しました弁護士の中谷雄二です。

司法修習期は36期で70歳です。これまで労働事件を中心に、平和の問題(自衛隊イラク派兵違憲国賠訴訟や名古屋三菱朝鮮女子勤労挺身隊事件)や障害者の人権問題(障害者の逸失利益や発声障害のある議員の代読事件など)に関わってきました。現在も、労働事件では、定年後再雇用労働者の賃金差別を扱う名古屋自動車学校事件、安保法制違憲訴訟、就労支援A型事業所の整理解雇事件などの事件の代理人として活動しております。私の弁護士としての活動は、少数者の人権を憲法を軸に主張していくということにありました。

同時に常に運動と関係しているところに特徴があります。例えば、秘密保護法制定反対運動には、2012年の「秘密保全法」が検討されていた時期から取り組んでおり、「秘密保全法に反対する愛知の会」を同年に立ち上げ、以来、今日まで全国の我が国における自由と民主主義を圧殺しようという勢力に対して、市民と一緒に街頭宣伝や集会、デモなどを通じて、反対運動を展開してきました。一旦、相談役になっていましたが、今年から再び共同代表となりました。

私が関与する市民運動は安倍内閣の集団的自衛権行使容認の閣議決定、安保法制の制定によって、安保法制反対・廃止を求める活動にまで広がり、現在は、「憲法をくらしと政治にいかす改憲NO! あいち総がかり行動」という団体の共同代表を務め、安保法制違憲を求める訴訟と同時に、市民運動にも名前だけではなく、実際に会議に参加し、運動を市民の方と一緒に作ってきました。毎月「19日行動」で街頭宣伝や集会・デモをつづけてきました。今年9月21日には、沖縄西日本ネットの具志堅隆松さん(沖縄)、海北由希子さん(熊本)、呉羽真弓さん(京都祝園)をお迎えし、西日本で進んでいるミサイル配備の実態と地元愛知の軍需産業(日本の飛翔体・飛行体のほとんどは、愛知と岐阜で生産され、小銃弾は100%愛知で生産されている)の実態を明らかにする「戦後80年・安保法制10年 ふたたび戦争をさせない あいち大行動」を開催し、約400名の

参加で成功させました。

特定秘密保護法・共謀罪反対運動はその過程で、名古屋白龍町事件、大垣警察市民監視事件の弁護士・代理人として、警察を相手にした訴訟で被告人の無罪判決だけでなく、確定無罪判決を得た人の指紋、顔写真、DNA型データの抹消判決を勝ち取り、大垣市民監視事件では、公安警察による市民の情報収集・情報の提供の違憲・違法性を名古屋高裁で認めさせるに至りました。警察に対する法的統制はこの国の人権を守るために重要です。名古屋高裁のこの二つの判決は、そのために使えるものです。

現在、自民党や参政党、国民民主、維新などは、事前に秘密を特定するのではなく、公務員だけでなく、外国人に直接厳罰を科すための法律を作れと「スパイ防止法」制定を要求しています。刑法87条から間諜罪が戦後削除されたように、平和憲法を有する日本では、「敵」のスパイだから処罰するという法制は戦後一貫して認めてきませんでした。集団的自衛権容認、安保法制の制定、安保三文書による憲法9条を無視したような政権の米軍従属の軍事拡大への動きは、国民に脅威を植え付け、中国、北朝鮮を敵視するのが当たり前という風潮を生み出しました。敵をつくり、憎悪と差別、偏見を助長した結果、この国には、暴力を容認し、人権を軽視する風潮が蔓延しています。このような空気を打破するためには、市民が声を出していくことが必要だと思います。よろしくお願いします。

(弁護士 中谷雄二)

次号予告

「法と民主主義」2025年12月号(No.604)

【特集】

「人権」で社会をどう変えるか
——人権問題の「現場」としての日本社会(仮題)

【小特集】

政治・憲法情勢をどう見るか
——2025年参院選を踏まえて(仮題)

●針生誠吉基金●

本誌は、故針生誠吉先生からの多額のご寄付によって、発行を支援していただいております。